

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 6 月 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第2（第9条関係）

施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
町田市立室内プール	2時間（会議室及び多目的室にあっては、3時間）	午前9時から午後9時まで	同左
略	略	略	略

備考

1 略

2 町田市立室内プールの浴室の利用時間は、午前10時から午後9時までとする。

3 略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア・イ 略

ウ 会議室等の利用料金

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下	入場料が1,000円を超	入場料が3,000円以上

改正前

別表第2（第9条関係）

施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
町田市立室内プール	2時間	午前9時から午後9時まで	同左
略	略	略	略

備考

1 略

2 略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア・イ 略

ウ 会議室の利用料金

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下	入場料が1,000円を超	入場料が3,000円以上

			い場合	の金額の	え 3, 0	の金額の
			とき。	とき。	00円未	とき。
			満の金額	のとき。		
			のとき。			
略	略	略	略	略	略	略
町田市 立室内 プール	略	略	略	略	略	略
	多目的 室1	3時 間	1, 50 0円	3, 00 0円	4, 50 0円	6, 00 0円
	多目的 室2	3時 間	1, 00 0円	2, 00 0円	3, 00 0円	4, 00 0円
	多目的 室3	3時 間	300円	600円	900円	1, 20 0円

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用 単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
略	略	略	略	略	略	略
町田市 立室内 プール	略	略	略	略	略	略
	浴室	1回	700円	350円	700円	350円

備考 略

2・3 略

			い場合	の金額の	え 3, 0	の金額の
			とき。	とき。	00円未	とき。
			満の金額	のとき。		
			のとき。			
略	略	略	略	略	略	略
町田市 立室内 プール	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用 単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
略	略	略	略	略	略	略
町田市 立室内 プール	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略

備考 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた町田市立室内プールの施行日以後の管理業務を行わせる者を選定する手続は、この条例による改正後の町田市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 施行日以後の施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。